【様式３-１】

○○○○・◇◇◇◇共同提案体協定書

　　（目的）

第１条　当共同提案体は、（仮称）大船渡市東日本大震災追悼施設整備業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

　　（名称）

第２条　当共同提案体は、○○○○・◇◇◇◇共同提案体（以下「当共同提案体」という。）と称する。

　　（事務所の所在地）

第３条　当共同提案体は、事務所を○○市○○町○○番地○○に置く。

　　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同提案体は、令和○○年○○月○○日に成立し、第１条に掲げる業務の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該業務を請け負うことができなかった場合は、当共同提案体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結されなかった日に解散する。

３　第１項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

　　（構成員の所在地及び事業者名）

第５条　当共同提案体の構成員は、次のとおりとする。

所　在　地

事業者名

代表者名

所　在　地

事業者名

代表者名

　（代表者名）

第６条　当共同提案体は、○○○○会社　代表取締役　○○○○を代表者とする。

　　（代表者の権限）

第７条　当共同提案体の代表者は、当該業務の履行に関し、当共同提案体を代表してその権限を行うことを書面上明らかにした上で、次の権限を有する。

(1)　発注者及び監督官庁等と折衝する権限

(2)　契約並びに業務委託料の請求及び受領に関する権限

(3)　契約及び請求代金の受領に関する代理人の選任についての権限

(4)　当共同提案体に属する財産を管理する権限

　（分担業務受託料）

第８条　各構成員の業務の分担及び分担業務の受託料については、次条に定める運営会議で別に定める。

（運営会議）

第９条　当共同提案体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当共同提案体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たる。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該業務の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負う。

　（権利義務の譲渡の制限）

第11条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同提案体が当該業務を完了する日までは脱退することができない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第13条　構成員のうちいずれかが当該業務途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該業務を完了する。

　（解散後のかし担保責任）

第14条　当共同提案体が解散した後においても、当該業務についてかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責任を負う。

　（協定書に定めのない事項）

第15条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

○○○○会社他○者は、上記のとおり、○○○○・◇◇◇◇共同提案体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、構成員それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　令和　　年　　月　　日

共同提案体の名称　　　　○○○○・◇◇◇◇共同提案体

代表者

所　在　地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員（代表者）

所　在　地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員

所　在　地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印